

障害福祉関係ニュース 平成28年度5号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算338号
(平成28年8月10日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 相模原市の障害者支援施設における事件への厚生労働省の対応について …P. 2
- 2 平成27年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果が公表される …P. 3
- 3 障害者権利条約第1回政府報告が国連障害者の権利委員会に提出される …P. 3
- 4 第18回社会保障審議会福祉部会が開催される …P. 4
～改正社会福祉法の施行に向けた検討事項について協議～
- 5 改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る事務連絡が発出される …P. 6
～厚生労働省「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」開催～
- 6 「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」等が策定される …P. 7
- 7 「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果が公表される …P. 7
- 8 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」(社会保障審議会障害者部会報告書) …P. 9
の今後の取組に関する通知が発出される
- 9 社会保障審議会障害者部会(第80回)が開催される …P. 10
～6月3日に公布・一部施行された改正障害者総合支援法について改めて説明～
- 10 事務連絡「障害福祉サービス等の不正請求等への対応について」が発出される …P. 11
- 11 「平成28年熊本地震」に関する厚生労働省等からの介護職員等派遣の追加依頼 …P. 12
- 12 JDF熊本地震被災地への人員派遣について(協力依頼) …P. 12
- 13 生活困窮者自立支援事業の委託先法人種別状況が公表される …P. 13
- 14 厚生労働省通知「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項」が …P. 13
発出される
- 15 「平成27年度 障害者の職業紹介状況等」が公表される …P. 14
- 16 「ニッポン1億総活躍プラン」「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太方針)が閣 …P. 15
議決定される
- 17 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太方針)が閣議決定される …P. 16
- 18 「地域共生社会」の実現に向けた検討が始まる …P. 17
～第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部～

7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

被害に遭われお亡くなりになられた方々に、ご冥福をお祈りするとともに、怪我をされ治療を受けられている方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

1. 障害福祉制度・施策関連情報

【相模原市の障害者支援施設における事件関係】

1. 相模原市の障害者支援施設における事件への厚生労働省の対応について

今回の事件を受け、厚生労働省は各都道府県・指定都市等自治体宛てに通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（下記参照）」を7月26日に発出しました。

また、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」を設置し、事件を受けて開催された関係閣僚会議の検討を受けて、事件の検証及び再発防止策の協議を進めることとなりました（座長は、山本輝之 成城大学法学部教授）。

8月10日に第1回目が開催され、福祉施設の防犯対策や、精神保健福祉法の措置入院に係る手続き、退院後のフォローアップ、警察等の関係機関との情報共有のあり方等が論点とされ、検証結果は8月中目途に、再発防止対策は秋頃を目途にとりまとめが行われる見込みです。

以下、7月26日に発出された通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」の文書です。

雇児総発 0726 第1号
社援基発 0726 第1号
障障発 0726 第1号
老高発 0726 第1号
平成28年7月26日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明ですが、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留

意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

【人権擁護・虐待防止関係】

2. 平成27年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果が公表される

厚生労働省は7月27日（水）に、平成27年度の使用者（障害者を雇用する事業主、職場の上司）による障害者への虐待の状況について公表しました。通報・届出のあった事業所数は1,325事業所で前年度より34.5%増加し、虐待が認められた事業所の件数については69.6%増加しました。虐待が認められた障害者は970人と前年度の約2倍に増加しました（件数の計上方法の変更も影響）。

また、虐待種別の割合では経済的虐待が約8割を占め、次いで心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待となっており、26年度と同様の傾向が見られます。

詳細は以下のURLよりご確認ください。

【厚生労働省】ホーム>報道・広報>報道発表資料>2016年7月>平成27年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000131348.html>

3. 障害者権利条約第1回政府報告が国連障害者の権利委員会に提出される

障害者権利条約第1回政府報告については、6月末に外務省から国連・障害者の権利に関する委員会に提出されました。

政府報告（日本語仮訳）の全文は、7月5日に外務省ホームページに掲載されています。

詳細は、以下のURLよりご参照ください。

【外務省】ホーム>外交政策>日本の安全保障と国際社会の平和と安定>人権・人道・難民>人権外交>障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

【社会福祉法人制度改革関係】

**4. 第18回社会保障審議会福祉部会が開催される
～改正社会福祉法の施行に向けた検討事項について協議～**

厚生労働省は、8月2日（火）に第18回社会保障審議会福祉部会を開催し、改正社会福祉法の施行に向けた検討事項の「社会福祉充実残額」の有効活用、および「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営等に関して協議を行いました。

5月20日に開催された第17回福祉部会以降、二度にわたる「社会福祉法人の財務規律の向上にかかる検討会」（以下、「検討会」）における控除対象財産および、社会福祉充実計画に関する検討経過を踏まえ、今般、改めて厚生労働省の考えが示されました。

冒頭、社会福祉法人改革の施行に関する大まかなスケジュールについて、下表のとおり厚生労働省より報告がありました。

		28年度				29年度	
		～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7月～
関係法令改正等		○定款例(案)等事務連絡発出【済】		○関係政令公布 ○関係省令公布 ○関係通知発出		●施行	
評議員会関係		○定款変更案の検討 ○評議員候補者の検討 ○評議員選任・解任委員候補者の検討		○定款変更(新評議員の選任方法等)の手続	○評議員選任・解任委員会の設置 ○新評議員の選任	●旧評議員任期満了 新評議員の任期開始	○新評議員による定時評議員会の開催(決算、新役員等)
理事会関係						○旧役員による理事会の開催(決算、新役員等)	●旧役員任期満了 新役員の任期開始 ○新役員による理事会の開催(理事長の選定等)
法人 会計監査人関係		社会福祉法人会計監査円滑実施協議会 ●	対象法人の基準の決定	○会計監査人候補者の選定 ⇒予備調査の実施 ○予備調査の結果に基づく法人による改善		○旧役員による理事会の開催(決算、新役員等)	○定時評議員会による会計監査人の選任 ○会計監査契約締結 ○会計監査開始
社会福祉充実計画関係 ※残額のある法人のみ		●	検討会等による検討		○公認会計士・税理士による確認 ※地域公益事業を位置付ける場合には、地域協議会等の意見聴取	○公認会計士・税理士による確認 ※地域公益事業を位置付ける場合には、地域協議会等の意見聴取	○所轄庁への承認申請
所轄庁		○全国担当者説明会の開催(7/8) ○ブロック別担当者会議の開催		○定款変更認可			○充実計画承認

今回の部会では「社会福祉充実残高の活用について」と、『社会福祉充実計画』の策定と地域協議会の運営について」の協議が行なわれました。

社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、再投下可能な財産(＝社会福祉充実残額)を明確化し、社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用することが新たに法律に明記されたところであり、今回、社会福祉充実残高について、算定式の考え方等についての説明がありました。

社会福祉充実残額の算定式

$$\text{社会福祉充実残額 (再投下対象財産)} \text{ (C)} = \text{(A)} \text{ (活用可能な財産)} - \text{(B)} \text{ (控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕+ 控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕+ 控除対象財産③〔必要な運転資金〕)}$$

- ※1 **(A)〔活用可能な財産〕**
= 資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金
- ※2 **控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕**
= 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円
- ※3 **控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕**
= **【将来の建替に必要な費用】**
(現在の建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率〇.〇)×一般的な自己資金比率〇%
【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】
+ (現在の建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合20%)－過去の修繕額〇円
【設備・車両等の更新に必要な費用】
+ 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額
- ※4 **控除対象財産③〔必要な運転資金〕** = 年間事業活動支出の1月分+事業未収金相当額

※ なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「財務諸表開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。
 ※ 各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

上記の算定式の説明に加え、厚生労働省より下記の点についても説明がありました。

- 控除対象財産とは、社会福祉法人制度として事業継続に必要な財産を算定するルールを定めるものであり、会計基準の枠組みとは別のルールである。
- 社会福祉充実計画については、社会福祉充実残額がない法人については、社会福祉充実計画の作成は不要である。
- 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、下記のような考えに基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。 ・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等 ・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等 ・ サービス提供に必要な送迎車両 ・ サービス提供に必要な介護機器 ・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等) ・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等) ・ 災害時のための食料・物品の備蓄 ・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金 ・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの) ・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。 ・ 現預金、有価証券 ・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。) ・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。) ・ 美術品

- 「再生産に必要な財産」については、固定資産の再取得に必要な財産に関する、「一般的な自己資金比率」の考え方については、WAM データ等により、15%～35%の範囲内とのイメージを持っている。
- 「必要な運転資金」については、「年間事業活動支出の1月分」＋「事業未収金」を基本とし、事業未収金に関して、介護報酬等による施設については、事業未収金が2か月分発生するため、実質的に計3か月分を控除対象とすることを考えている。
- 「社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究」を実施し、社会福祉法人が事業を継続するための適正な財務状況を明らかにするため、建設費と大規模修繕費のデータの収集・分析を行うこととしている（12月とりまとめ予定）。

「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営については厚生労働省より対象となる事業の種類や作成手続き、社会福祉充実計画への記載内容などについての素案が示されました。

詳細は、以下の URL よりご参照ください。

[厚生労働省] ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(福祉部会)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

5. 改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る事務連絡が発出される ～厚生労働省「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」開催～

改正社会福祉法が平成28年4月1日より施行されていますが、同法の評議員・理事・監事・会計監査人の選任・解任の手続き等の考え方についての留意事項やFAQ、定款例（案）が事務連絡（6月20日付）として示され、各自治体宛に6月28日（火）に発出されました。

その後、7月8日（金）に「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」が開催され、主に改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に関連する6月20日付で発出された上記事務連絡について、厚生労働省（社会・援護局福祉基盤課）より自治体担当者に対して留意事項の説明が行われました。その際、平成29年4月施行事項に係る各種政省令等は10月に発出予定であること等が示されました。

社会福祉法人制度改革に関する政省令、通知発出予定一覧（主なもの）

〔「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」資料より抜粋〕

政省令、関係通知	主な内容	時期
社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（仮称）	会計監査人設置基準、評議員員数経過措置、内部管理体制の整備 等	平成28年10月 公布予定
社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（仮称）	特殊の関係がある者、内部管理体制の整備の内容、社会福祉充実計画の作成、控除対象財産、会計監査人監査等	平成28年10月 公布予定
社会福祉法人の認可について（局長通知）	社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款準則の見直し	平成28年10月 発出予定

社会福祉法人の認可について (課長通知)	社会福祉法人審査要領の見直し	平成28年10月 発出予定
社会福祉法人会計基準関係通知	財産目録の様式の見直し 等	平成28年10月 発出予定
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	入札契約関係の見直し 等	平成28年10月 発出予定
社会福祉法人指導監査要綱の制定について	指導監査要綱の見直し 等	平成29年3月 発出予定

※ 7月5日時点の予定であり、今後変更があり得る

詳細については以下のURLよりご確認ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>生活保護・福祉一般分野のトピックス>社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129805.html>

【障害福祉サービス関係】

6. 「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」等が策定される

厚生労働省は7月15日(金)に「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」等を策定、各自治体に通知しました。このガイドライン等を基にした運用(実施)は9月1日からです。

このガイドライン等の策定については、昨年1月に障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級(主に精神障害及び知的障害)の認定において、地域によりその傾向に違いが生じていることが確認されたことを受け、厚生労働省に設置した「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」において対応の検討が行われ、このたびガイドライン等が策定されるに至りました。

ガイドラインを基にした運用に際しては、適切な等級判定に必要な情報の充実を図るための方策の一つとして、請求者等へ照会する際に使用する文書(「日常生活及び就労に関する状況について(照会)」)が作成されており、その中で主な照会事項が整理されています。この照会文書はご本人や家族のほか、日常的にご本人と接して生活状況をよく把握されている第三者(例えば地域や職場での支援者など)に記載していただくことも可能とされています。

ガイドラインの策定を含めた「障害年金(精神の障害)の認定の地域差改善に向けた対応」(概要)や上記照会事項等については、以下をご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>報道・広報>報道発表資料>2016年7月>『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』の策定及び実施について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000130041.html>

7. 「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果が公表される

厚生労働省は7月5日(火)に、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果を公表しました。同調査は、平成27年10月に約1万2,700の事業所を対象に実施された複数の調査の総称です。次期報酬改定(平成30年度)に向けて障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検

討される事項等の実態を把握することを目的とし、各サービス別、開設主体別、地域性を考慮し無作為に抽出（事業所数が少ないサービスについては悉皆調査）し、以下の6つの調査が行われました。

- ① 居宅介護事業所の実態把握及び効率的、効果的なサービス提供のための調査
- ② 生活介護のあり方及び質の評価に関する実態調査
- ③ 短期入所のあり方に関する実態調査
- ④ 障害者支援施設のあり方に関する実態調査
- ⑤ 地域相談支援利用状況調査
- ⑥ 障害児支援の支援内容及び質の評価に関する実態調査

以下、「① 居宅介護事業所の実態把握及び効率的、効果的なサービス提供のための調査」の調査結果の概要です。

「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果の概要」（一部のみ抜粋）

① 居宅介護事業所の実態把握及び効率的、効果的なサービス提供のための調査

（有効回答数 918、有効回答率 54.8%）

<調査結果のポイント>

- 同一所在地で他のサービスを実施している事業所等の割合は、97.6%であった。
（割合の高いサービス：重度訪問介護 71.7%、介護保険の訪問介護 69.3%、同行援護 45.2%）
- 平成27年9月に、特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定している事業所等の割合は、25.2%であった。なお、H27年度改定で創設された特定事業所加算（Ⅳ）を算定した事業所等はなかった。
- 利用時間別に、各サービスの延べ訪問回数をみると、最も訪問回数が多かったのは次のとおりであった。
 - ・身体介護のみ：30分～1時間
 - ・家事援助のみ：45分～1時間
 - ・身体介護及び家事援助：30分～1時間
 - ・通院等介助（身体介護伴う）：1時間～1時間半
 - ・通院等介助（身体介護を伴わない）：1時間半以上

3月10日付で関係通知（障害福祉課長通知「居宅介護（家事援助）の適切な実施について」）が発出されていますが、その中では「障害支援区分の低い利用者（障害支援区分1又は2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1回あたり概ね1時間以上）の利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること」との考え方が示されていました。

なお、今回公表された調査結果の中では、居宅介護を実施する施設・事業所の家事援助のために訪問した回数等は、通知の中で原則として支給決定を行わないこととしていた1時間以上の利用が、家事援助の48.2%（1万7,849回）に達していました。

調査結果の詳細は、以下のURLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>統計情報>平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 調査結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000127825.html>

8. 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」(社会保障審議会障害者部会報告書)の今後の取組に関する通知が発出される

昨年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」の内容については、昨年の部会における議論の中でも厚生労働省より、「法改正で対応するものもあれば、次期報酬改定で対応するもの、政省令や通知、毎年度の予算措置で対応するものもある」と繰り返し説明があったところです。

そのうち、入院患者への支援における「同行援護事業」「意思疎通支援事業」、地域生活支援拠点モデル事業報告について、3本の通知が6月28日付で発出されています。

① 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて

(6月28日付障害保健福祉部障害福祉課長通知)

同行援護等の対象となる障害者等が医療機関に入院する時には、入退院時に加えて入院中に医療機関から日帰りでも外出する際、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができることを、自治体に周知する内容です。

障害者部会報告書には、障害者等の移動の支援についての今後の取組の箇所に、「医療機関に入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス(同行援護、行動援護、重度訪問介護)が利用できることを明確化すべきである」との内容が盛り込まれており、これに対応するものです。

② 意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業(地域生活支援事業)の取扱いについて(6月28日付障害保健福祉部企画課長通知)

意思疎通支援事業については、「地域生活支援事業実施要綱」(平成28年3月30日改正)において、事業対象者を「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病ため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」と明確化しています。そのうえで、利用範囲についても入院中も可能としていますが、改めてその旨(入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である)の周知徹底を図る内容です。

障害者部会報告書には、常時介護を要する障害者等に対する支援についての今後の取組の箇所に、「意思疎通支援事業が入院中においても引き続き適切に利用されるよう、周知を図るべきである」との内容が盛り込まれており、これに対応するものです。

③ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について

(6月28日付保険局医療課長通知)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な障害者の入院におけるコミュニケーションの支援について、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、

その入院中に付き添うことは差し支えない」こと、「(上述の支援は) 保険医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間において行われるものである」こと等、計6項目の留意事項を示しています。

これら3つの通知に加えて、平成27年度に実施された地域生活支援拠点に関するモデル事業の報告書も、6月末に厚生労働省のWebサイトにアップされました。

④ 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業報告書

障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築が急務となっていることから、平成27～29年度が期間の第4期障害福祉計画においては、居住支援機能と地域支援機能を一体的に整備した「地域生活支援拠点」(拠点を設けずに地域において機能を分担する「面的整備型」も可とされている)を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することとしています。

この地域生活支援拠点については、障害者部会報告書においても、常時介護を要する障害者等に対する支援、精神障害者に対する支援、高齢の障害者に対する支援についての今後の取組の箇所、「平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべきである。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所における緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある」との内容が盛り込まれていました。

詳細は以下のURLにてご参照ください。

※ ④掲載箇所

[厚生労働省HP] [ホーム](#) > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 地域生活支援拠点等 > 「平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

9. 社会保障審議会障害者部会(第80回)が開催される

～6月3日に公布・一部施行された改正障害者総合支援法について改めて説明～

社会保障審議会障害者部会(部会長:駒村康平慶應義塾大学教授)の第80回が6月30日(木)に開催されました。

同部会は、障害者総合支援法の施行3年後の見直しについての最終とりまとめの議論が行われた昨年12月以来の開催であり、冒頭に梶尾厚生労働省障害保健福祉部長より、「平成30年4月に改正障害者総合支援法が円滑に施行できるように準備を進めていく。また、平成30年4月の障害福祉サービス等の報酬改定に向けての検討を進めていく必要もある。各自治体において第5期障害福祉計画を策定していただくために、今年度中に基本指針をまとめなくてはならない。本部会では、これら重要な事項についての審議をお願いしたい」との挨拶がありました。

部会では、昨年12月にとりまとめられた部会報告書(「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」)を踏まえ、5月25日に成立し6月3日に公布・一部施行されている、障害者総合支援法の改正法の内容についての報告がありました。

その後、複数の委員から、改正法の中で今後政令で定めるとされているような詳細をこれから決めていくとされている事項に対する質問がありました。

その他、医療保護入院の手続きや長期入院精神障害者の退院に関する意思決定及び意思表示の支援の在り方を検討するために今年1月より開催されている「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」における検討状況、今年の通常国会で成立した改正発達障害者支援法、平成24～26年度を期間とした第3期障害福祉計画の実績値集計の結果、概ね5年毎に実施し今年が実施年となる「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年12月に調査員による調査を実施予定)についての説明がありました。

次回部会の予定は未定です。資料は以下のURLでご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第80回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000128839.html>

10. 事務連絡「障害福祉サービス等の不正請求等への対応について」が発出される

6月20日付で、厚生労働省(障害保健福祉部 企画課監査指導室、障害福祉課障害児・発達障害者支援室)より各自治体宛に、事務連絡「障害福祉サービス等の不正請求等への対応について」が発出されました。

事務連絡の中では、障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応についての留意事項に加え、放課後等デイサービス事業所に絞った不正請求等の対応についての留意事項が盛り込まれています。

放課後等デイサービスについては、3月8日に開催された厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議においては、自治体担当者に対して、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から通知(「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」)を発出する予定であることの説明と(3月7日に発出)、平成27年4月に策定された「放課後等デイサービスガイドライン」の自己評価結果の公表状況の把握に努めることの依頼があったところですが、今回の事務連絡の内容はこの適正化を求める方針の延長線上にあるものです。営利法人の事業所を中心に事業所数が急増していることから、営利法人及び新規開設の事業所に対しては、2年(新規開設時は1年)を目途とした重点的な実地指導を所轄庁に依頼しています。

事務連絡の全文は以下に掲載していますので、ご参照ください。

事務連絡

平成28年6月20日

各 都道府県・指定都市・中核市 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課監査指導室

障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害福祉サービス等の不正請求等への対応について

先般、平成26年度における障害者支援施設等の指導監査の概況をとりまとめ、また、本年5月16日付

けの事務連絡により、放課後等デイサービス事業所に対する行政処分状況の確認のための調査を行ったところです。

これらの結果等を踏まえ、障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応に関して、下記のとおり留意事項をまとめましたので、これにより不正請求等への対応の一層の強化を図っていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の関係機関等に対する周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 障害福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項

- (1) 指導監査の強化 (略)
- (2) 悪質な事案への対応 (略)
- (3) 組織的な不正行為への対応 (略)
- (4) 返還請求額の徴収

2. 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項

(1) 本年5月16日付けの事務連絡による調査結果によると、行政処分を受けた放課後等デイサービス事業所の大半を営利法人が占めていること等を踏まえ、特に営利法人の事業所及び新規開設の事業所、その他重点的な実地指導を行う必要があると認められる事業所について、少なくとも2年程度（新規開設時は1年程度）を目途として、1. に示した対応を含め、重点的に実地指導を行うこと。

放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等については、当面の間、別途お示しする方法により、四半期ごとに厚生労働省に報告すること。

(2) 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、サービス提供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求であったことを踏まえ、サービス提供実績記録票の精査や指定時の審査等、指導監査以外においても、不正請求等が行われないよう防止策を講じること。

【熊本地震対応関係】

11. 「平成28年熊本地震」に関する厚生労働省等からの介護職員等派遣の追加依頼

厚生労働省は、7月14日付事務連絡にて「平成28年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について（第4回）」を発出しました。

これまで3回に渡り、被災した社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼が行われていましたが、今般、8月31日までの間に対応可能な介護職員等の、4回目の派遣依頼が都道府県・指定都市・中核市を通じて管内の社会福祉法人等に対して行われています。熊本県内の施設の被災状況から熊本県内で派遣可能職員を確保できないおそれもあり、全国の自治体への再度の依頼となっています。

各都道府県・指定都市・中核市における本件のとりまとめ期限は7月20日となっていましたが、それ以降も申請があれば国（厚労省）への提出を求める内容となっており、引き続き、施設・事業所のある自治体から連絡があった場合にはご協力をお願いいたします。

12. JDF熊本地震被災地への人員派遣について（協力依頼）

JDF（日本障害フォーラム）では、熊本地震の発生を受けて4月19日に「JDF災害総合支援本部」を設置し、熊本に「JDF熊本支援センター」（以下、熊本センター）を開設しています。以来、

現地の「被災地障害者センターくまもと」と連携して支援活動を続けています。発生初期においては被災地の障害のある人への訪問調査と被災事業所（西原村にある「にしはらたんぼぼハウス」等）支援等に取り組み、7月以降は相談支援事業所支援、被災地支援センターくまもと支援、にしはらたんぼぼハウス食事提供支援が主な活動となっています。この活動にご協力いただける方（3年以上の福祉職経験者）を熊本センターでは募集しています。

活動期間は、現地滞在7日間を1クールとしており、日曜日の14時に集合、土曜日の正午に解散が基本となります。

JDF（日本障害フォーラム）災害総合支援本部

<http://www.dinf.ne.jp/doc/JDF/index.html>

被災地障害者センターくまもと・JDF熊本支援センター

<http://hisaitikumamoto.jimdo.com/>

【その他、厚生労働省所管関係】

13. 生活困窮者自立支援事業の委託先法人種別状況が公表される

厚生労働省は、7月15日に「平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の集計結果を公表しました。平成28年4月時点の関係事業の実施状況等を把握したこの調査により、平成28年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して増加していることが報告されているほか、自治体別の状況も公表されています。

なお、併せて、事業委託先の種別の状況が公表されており、社会福祉法人（社協以外）の委託割合は、「自立相談支援事業」で8.4%、「就労準備支援事業」で13.2%、「家計相談支援事業」で4.1%、「一時生活支援事業」で34.9%、「子どもの学習支援事業」で7.0%となっており、社会福祉法人としての一層の取り組みが求められるところです。

【厚生労働省】ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活困窮者自立支援制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

14. 厚生労働省通知「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項」が発出される

厚生労働省（社会・援護局福祉基盤課）は6月20日に標記通知を発出しました。この通知は、平成28年度税制改正によって社会福祉法人に係る税額控除対象法人の判定に際して「社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円に満たない法人」における特例が設けられたことを踏まえたものです（税制改正の内容は以下の四角囲みの中を参照ください）。

平成28年度税制改正の大綱（抜粋）

平成27年12月24日閣議決定

- 一 個人所得課税
- 4 租税特別措置等
（国 税）
〔延長・拡充等〕

(1) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、次の措置を講ずる。

①適用対象となる公益法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆる「パブリック・サポート・テストの絶対値要件」）について、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件（現行要件）を、その公益目的事業費用等の額の合計額を1億で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

(注1) 上記の「公益法人等」とは、公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人をいう。

(注2) 上記の「公益目的事業費用等」とは、公益社団法人及び公益財団法人にあつては公益目的事業費用、学校法人及び準学校法人にあつては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあつては社会福祉事業費用、更生保護法人にあつては更生保護事業費用をいう。

通知では、税額控除対象法人となる要件の基準に、社会福祉事業に係る費用が1億円未満の場合の算定式が追加されています。具体的には、パブリック・サポート・テストの要件について、「社会福祉事業に係る費用の額の合計額を1億円で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上、かつ、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上」との基準が追加されました。

社会福祉法人が税額控除対象法人となることは、幅広い方に支持される組織であることを示すこととなり、社会福祉法人制度改革の議論の中で指摘されてきた公益性の強化にもつながります。同制度の積極的な活用をお願いいたします。

15. 「平成27年度 障害者の職業紹介状況等」が公表される

厚生労働省（職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課）は、5月27日（金）に「平成27年度 障害者の職業紹介状況等」を公表しました。ハローワークを通じた障害者の就職件数は、平成26年度の8万4,602件から9万191件（対前年度比6.6%増）に伸び、就職率（就職件数÷新規求職申込件数）も48.2%（同1.0ポイント上昇）と上昇しました。

一方で、解雇者数は1,448人（前年度比256人増 ※前年比増は3年ぶり）であり、理由別の内訳は事業廃止が624人、事業縮小が747人です。

障害種別の状況は以下の通りです。

	新規求職申込		就職	
	件数	対前年度（前年度比）	件数	対前年度（前年度比）
身体障害者	6万3,403件	1,862件減（2.9%減）	2万8,003件	172件減（0.6%減）
知的障害者	3万3,410件	1,097件増（3.4%増）	1万9,958件	1,235件増（6.6%増）
精神障害者	8万579件	7,097件増（9.7%増）	3万8,396件	3,858件増（11.2%増）
その他の障害者	9,806件	1,644件増（20.1%増）	3,834件	668件増（21.1%増）
合計	18万7,198件	7,976件増（4.5%増）	9万191件	5,589件増（6.6%増）

その他、詳細は下記URLにてご確認ください。

[厚生労働省]ホーム>報道・広報>報道発表資料>2016年5月>ハローワークを通じた障害者の就職件数が7年連続で増加／精神障害者の就職件数が身体障害者の就職件数を大きく上回る

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000125531.html>

【その他、国の施策関係】

16. 「ニッポン1億総活躍プラン」が閣議決定される

「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向では、介護人材確保のための総合的な対策のひとつとして、介護人材の処遇について、「競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29年度(2017年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。なお、障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する」としています。

さらに、障害者、難病患者等の活躍支援として、「希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する」としています。

さらに「障害のある子供も、障害のない子供と可能な限り共に学べるようにし、自立や社会参加を果たせるように環境を整備する。特に、小中学校における通級指導を推進するとともに、高等学校においても通級指導を平成30年度(2018年度)から新たに制度化し、小中高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進める」としています。

また、地域共生社会の実現として、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。

◆具体的な施策(一部)

障害者等の福祉に関する具体的な施策として掲げられているのは次のとおりです(一部のみ抜粋)。

- 法定雇用率の見直し(2018年度、2023年度)を行うとともに、精神障害者等の職場定着の支援のため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化、ジョブコーチの養成・研修の推進、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくり等に取り組む。また、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる中小企業をはじめとする事業主への支援の充実や、テレワークによる在宅雇用の推進などICTを活用した雇用支援等を進める。
- 就労移行支援や就労継続支援について、一般就労に向けた支援や工賃等を踏まえた評価(報酬改定)を実施する等、障害者や難病患者の工賃・賃金向上や一般就労への移行の促進を図る。
- 精神障害者が地域で自立して活躍できるよう、居住の場の確保を含め、保健医療福祉の一体的な取組を強化することにより、入院から地域生活への移行を推進する。

また、地域共生社会の実現の具体的な施策として掲げられているのは次のとおりです(一部のみ抜粋)。

- 地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護と同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- 医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

[首相官邸]トップ > 会議等一覧 > 一億総活躍国民会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/index.html#plan>

17. 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太方針)が閣議決定される

6月2日に「経済財政運営と改革の基本方針2016 ～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)も閣議決定されています。その中に謳われた障害福祉等に関する内容は以下のとおりです(一部のみ関係箇所を抜粋)。

経済財政運営と改革の基本方針2016について [抜粋]

(平成28年6月2日 閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路の根本にある構造的な問題への対応

(5) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

第3章 経済・財政一体改革の推進／5. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

①基本的な考え方

社会保障分野においては、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

[内閣府]ホーム>内閣府の政策>経済財政政策> 経済財政諮問会議>経済財政諮問会議の取りまとめ資料・政策の実施状況>経済財政運営と改革の基本方針2016

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>

18. 「地域共生社会」の実現に向けた検討が始まる

～第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部～

厚生労働省は、すべての人々が1人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会（「地域共生社会」）の実現に向けて、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、その第1回会合を7月15日に開催しました。

同実現本部は、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があるとし、さらに、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある、としています。

同実現本部では、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行っていく、としています。

詳細は以下のURLを参照ください。

[厚生労働省] ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障担当参事官室が実施する検討会等 > 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 > 第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000130501.html>